



平成 28 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ファーストエスコ
代 表 者 名 代表取締役社長 島崎知格
(コード番号：9514 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役 小池久士
(TEL. 03-5299-8521)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 2 月 25 日に公表いたしました「当社および連結子会社の商号変更と定款の変更に関するお知らせ」における当社商号変更と合わせて、次の「定款一部変更の件」を平成 28 年 9 月 27 日開催予定の第 20 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当現行定款第 29 条(取締役及び社外取締役の責任軽減)、第 40 条(監査役及び社外監査役の責任軽減)及び第 44 条(会計監査人の責任軽減)を変更するものであります。
- なお、定款第 29 条 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするために、第 33 条第 2 項を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、下記の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(<u>取締役及び社外取締役の責任軽減</u>) 第 29 条 (条文省略) 2 当社は、 <u>社外取締役との間で、その取締役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>	(<u>取締役の責任軽減</u>) 第 29 条 (現行どおり) 2 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u>

<p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p> <p>2 (新設)</p>	<p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の終了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>
<p>(監査役及び社外監査役の責任軽減)</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、その監査役の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任軽減)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(会計監査人の責任軽減)</p> <p>第 44 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(会計監査人の責任軽減)</p> <p>第 44 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>

3. 補足

上記以外に、平成 28 年 2 月 25 日にお知らせいたしました通り、当社商号変更についても同株主総会に付議することとしております。

■新商号：株式会社エフオン（英文：EF - ON INC.）
（現商号：株式会社ファーストエスコ 英文：The First Energy Service Company, Limited）

■新しいブランドマーク：



4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 9 月 27 日（火）
定款変更の効力発生日 平成 28 年 10 月 1 日（土）

以 上